

## 厚真町事後審査型条件付き一般競争入札試行実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、厚真町が発注する建設工事において、事後審査型条件付き一般競争入札(以下「事後審査型入札」という。)の実施に関し、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)及び厚真町契約規則(昭和60年規則第6号。以下「契約規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 入札の対象となる建設工事(以下「対象工事」という。)は、次の各号のいずれかに該当する工事で、業種、規模、施工方法等を考慮して、厚真町工事施工業者選考委員会(以下「選考委員会」という。)に諮り決定した工事とする。

- (1) 設計金額が3千万円以上の土木一式工事
- (2) 設計金額が5千万円以上の建築一式工事

2 前項に定めるもののほか、選考委員会において事後審査型入札によることが適当であるとした工事

(入札の公告)

第3条 事後審査型入札を実施するときは、入札期日の前日から起算して30日前までに入札の公告を行なわなくてはならない。ただし、急を要する場合にあっては、その期間を5日以内までに短縮できる。

2 前項の公告は、告示をもって行なうものとする。ただし、必要に応じ広報、新聞その他の方法により併せて行なうことを妨げない。

(入札参加資格)

第4条 事後審査型入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項について対象工事ごとに定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 競争入札参加資格者名簿(契約規則第17条第2項の規定に基づき作成した名簿をいう。)において、対象工事と同種の工事種目に登録されていること又は厚真町建設工事共同企業体運用基準により結成される共同企業体で選考委員会が定める必要な資格及び条件を有していること。
- (2) 対象工事に対応する建設業の許可を受けていること。
- (3) 対象工事ごとに、本社又は営業所等を前条の公告で定めた地域に有していること。
- (4) 対象工事に対応する工種に係る建設業法施行規則第21条の3の規定により算出される総合評定値を取得していること。
- (5) 対象工事と同種で、概ね同規模の工事の元請としての施工実績があること。
- (6) 対象工事に対応する建設業の種類に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。

(7) その他、選考委員会の審議を経て町長が必要と認めるもの

2 次に掲げる事項に該当する者は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 厚真町競争入札参加者指名停止等措置要領(平成14年5月1日施行)の規定による指名

停止期間中である者

(3) 町税等を滞納している者

(4) 厚真町契約等に係る暴力団等の排除措置要綱（平成22年4月1日施行）の規定による排除措置対象者である者

(入札の参加申請)

第5条 事後審査型入札に参加しようとする者は、事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（様式第1号）を公告に記載の提出期限までに町長に提出しなければならない。

2 前項の書類提出は持参又は郵送によるものとする。

(設計図書の開覧等)

第6条 設計図書等は開覧に供するものとし、開覧の方法、期間及び場所については公告において明らかにするものとする。

2 設計図書等に関する質問は書面によってのみ受け付けるものとし、質問書の提出期限、提出方法及び提出先は公告において明らかにするものとする。

(入札及び開札)

第7条 事後審査型入札においては、開札後、最低価格入札者について落札候補者とし、入札の参加資格があることを確認後、落札者を決定する旨の宣言をし、落札を保留するものとする。

(入札参加資格確認及び落札者の決定)

第8条 入札参加資格の審査（以下「資格審査」という）及び落札者の決定は、入札の終了後に行なうものとし、落札候補者から速やかに事後審査型条件付き一般競争入札入札参加資格確認申請書（様式第2号）等の提出を求めるものとする。

2 町長は、落札候補者について、資格審査を行い、入札参加資格があることを確認できた場合は、当該候補者を落札者に決定する。

3 資格審査の結果、落札候補者に入札参加資格がないことを確認した場合は、入札を行なった次順位の者から入札参加資格確認申請書等の提出を求め、資格審査で入札の参加資格を確認後、落札者を決定する。次順位の者に入札参加資格がないと確認された場合は、以下低い価格で入札をした者の順に同様の措置を行なう。

(入札の結果及び入札参加資格確認結果の通知)

第9条 町長は、落札を決定したときは、速やかに落札者へ通知するものとする。

2 町長は、資格審査の結果、落札候補者が入札参加資格がないことを確認した場合は、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格不適合通知書により通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、当該通知を受けた日から起算して2日以内に、町長に対して書面よりその理由について、説明を求めることができる。

4 前項により、説明を求められた場合には、書面を受理した日から起算して3日以内に書面で回答するものとする。

(その他)

第10条 この要領の定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年9月1日から施行し、同日以後に開催する選考委員会に付される案件から適用する。